

# 新潟県青少年健全育成県民会議会長表彰規程

## 1 趣 旨

この規程は、次代を担う青少年の育成を図るため、優れた活動を行っている青少年、青少年団体及び青少年の健全育成に功労のある者や関係団体等を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 表 彰

新潟県青少年健全育成県民会議会長は、次に掲げるものを表彰する。

- (1) 青少年
- (2) 青少年団体
- (3) 青少年健全育成功労者
- (4) 青少年健全育成功労団体
- (5) 青少年育成市町村民会議

## 3 被表彰者の決定

被表彰者については、新潟県青少年健全育成県民会議理事会において決定する。

## 4 表彰の方法

表彰は、毎年、新潟県青少年健全育成県民会議において、表彰状を授与して行う。  
また、表彰状の授与のほか、副賞を授与して行うことができる。  
ただし、特別な事情があるときは、随時行うことができる。

## 5 委任

この規程の定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 6 施行期日

この規程は、平成 14 年 5 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。